

## みよし市働き方改革推進支援業務委託プロポーザル実施要領

### 1 目的

市民ニーズの多様化や業務の細分化、様々な制度改正等により、毎年度、恒常的に長時間の時間外勤務を行わざるを得ない所属がある。

しかし、これらは他市の業務量調査や問題解決などの例から見ると、業務量の増大による負荷のみならず、業務の非効率化や職場環境など様々な要因が内在している。これに対し、人事異動等の職員配置などにより対応しているが、それぞれの事務事業において、詳細な業務量把握等もできておらず、抜本的な改革改善が進んでいない状況である。

これらを踏まえ、本業務では、現在の業務量や業務遂行における課題を把握するとともに、その改善に向けて検討、分析を行い、業務の効率化に向けた解決策等について検討を行うことにより、適正な組織運営に資する体制及び効率的、効果的な業務遂行の実現、職員の改善意識の定着を図り、業務プロセスの見直しや働き方改革につなげることを目指し、その調査、分析、提案を受けるため、関係業務の委託事業者選定を行うものである。

### 2 概要

#### (1) 業務名

みよし市働き方改革推進支援業務委託

#### (2) 業務目標

適正な組織運営に資する体制及び効率的、効果的な業務遂行の実現、職員の改善意識の定着を図り、業務プロセスの見直しや働き方改革につなげることを目指します。

#### (3) 業務内容

業務プロセスの見直しや働き方改革につなげるための調査、分析、提案

(注) 詳細は、「みよし市働き方改革推進支援業務委託仕様書」を参照

#### (4) 業務期間

契約締結の日から平成 31 年 2 月 28 日まで

#### (5) 委託料

金 2,599,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とします。

### 3 委託予定者選定方法

公募型プロポーザル方式により選定します。

### 4 参加資格要件

次に掲げる要件を全て備えること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。

(2) みよし市契約規則第 5 条第 3 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されて

いること。

- (3) みよし市入札参加停止等措置要領（平成 25 年 2 月 21 日施行）に基づく停止措置、「みよし市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書等（平成 25 年 3 月 14 日付けみよし市長等・愛知県豊田警察署長締結）」に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社再生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (5) 過去 5 年間に、本市と同規模又は同規模以上の地方公共団体において、本業務と類似の業務実績があること。
- (6) 過去 5 年間に、情報漏えい等の情報セキュリティに関して、判決による罰金及び和解金の支払いがないこと。

## 5 参加申込

### (1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式第 1 号）
- イ 会社概要書（様式第 2 号）
- ウ 参加資格確認書（様式第 3 号）

（注）提出された書類の修正又は変更は、認められません。また、提出書類は返却しません。

### (2) 提出部数

各 1 部

### (3) 提出方法

- ア 提出書類を PDF 化し、電子メールにて提出、又は郵送すること。
- イ 電子メールの表題は、「みよし市働き方改革推進支援委託業務プロポーザル参加申込」とすること。
- ウ 電子メール送信後又は郵送後は、必ず電話で到着の有無を確認すること。

### (4) 提出期間

平成 30 年 4 月 26 日（木）から平成 30 年 5 月 18 日（金）まで

### (5) 提出先

みよし市総務部人事課 [jinji@city.aichi-miyoshi.lg.jp](mailto:jinji@city.aichi-miyoshi.lg.jp)

電 話 0561-32-8351（直通）      ファクシミリ 0561-32-2165

担 当 加藤

### (6) 参加資格の確認

提出書類を基に参加資格の確認を行い、その結果を平成 30 年 5 月 21 日（月）までに電子メールで通知します。

### (7) 質問書の提出及び回答

実施要領及び仕様書の内容について、不明な点がある場合は、質問書の提出及び回答は次のとおりとする。

(ア) 提出書類

質問書（様式第4号）

(イ) 提出期限

平成30年5月18日（金）午後5時まで

(ウ) 提出方法

電子メール又はファクシミリで提出すること。

（注）電話及び来庁による口頭での質問には応じません。

(エ) 提出先

みよし市総務部人事課 メール [jinji@city.aichi-miyoshi.lg.jp](mailto:jinji@city.aichi-miyoshi.lg.jp)

ファクシミリ 0561-32-2165

(オ) 回答方法

質問に対する回答は、5月21日（月）午後5時までに、「質問事項」及び「回答内容」について、全参加予定者に対して電子メールにより行う。

## 6 提案書等の提出

(1) 提出書類

次の各書類について、「みよし市働き方改革推進支援業務委託仕様書」に従って作成すること。

ア 企画提案書（任意様式）

イ 工程表（任意様式）

ウ 支援実績調査票（様式第5号）

エ 見積書（任意様式）

(2) 提出期限

平成30年5月21日（月）から平成30年5月28日（月）午後5時まで

（注）持参の場合は、土、日を除く午前8時30分から午後5時まで、郵送の場合は、28日（月）午後5時必着とします。

(3) 提出先

みよし市総務部人事課 担当 加藤

電話 0561-32-8351（直通） ファクシミリ 0561-32-2165

〒470-0295 みよし市三好町小坂50番地

(4) 提出方法

ア 紙で提出書類ア～エまでを各4部、提出してください。

イ 電子メールによる提出は認められません。

ウ 企画提案書等の差し替えや再提出は認められません。

エ 提出された書類は返却しません。

## 7 デモンストレーション

### (1) 実施日

平成 30 年 6 月 1 日（金）又は 6 月 4 日（月）のいずれか 1 日。

（注）詳細日程については、後日、通知します。

### (2) 実施場所

みよし市役所内会議室

（注）会議室の場所については、後日、通知します。

### (3) デモンストレーション方法

#### ア 実施

企画提案書に基づき、簡潔に説明してください。

（注）デモンストレーションの実施に当たり、必要な機器等は持参してください。

（プロジェクター、電源及びスクリーンは、市役所で用意します。）

#### イ 時間

デモンストレーションの持ち時間は、1 社当たり 30 分以内とします。

#### ウ 資料

企画提案書以外の資料を用意する場合は、4 部用意してください。

## 8 結果の通知

選定結果の通知は、提案した全事業者に書面で通知します。

## 9 参加の辞退

プロポーザルへの参加申込後、参加を辞退する場合は、速やかに担当者へ連絡の上、参加辞退届（様式第 6 号）を提出してください。

## 10 契約等

本プロポーザルにより最優秀提案事業者に選定された者は、本市との協議が整い次第、契約を締結するものとする。ただし、最優秀提案事業者との調整のうえ、必要に応じて提案内容について修正等を行うことがある。かつ、最優秀提案事業者が「参加資格要件」を満たさないこととなった場合は、契約を締結しないことがある。また、最優秀提案事業者と契約締結に至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。

なお、契約手続き及び契約書は、みよし市契約規則の定めるところによるものとする。

## 11 その他

(1) 本提案に係る経費は、全て提案者の負担とします。

(2) 提案事業者は、1 つの提案のみ行うことができるものとします。

(3) 参加に関して使用する言語は、日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時、年は和暦とします。

(4) この要領に定めるものの他、必要な事項は、別に定めることとします。